令和８年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第１条　市長は、この市の市民の居住環境の質の向上及びこの市の住宅関連産業を中心とした経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進するため、並びに地震による家屋倒壊から市民の命を守るため、リフォーム等工事等を行う市民に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和５２年市規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　この市に存する専用住宅及び併用住宅の居住専用部分をいう。

⑵　豪雨被災住宅　令和２年７月豪雨（令和２年７月３日から同月３１日までに熊本県を中心に日本各地で発生した集中豪雨をいう。）によりり災し、そのり災についてり災証明書の交付を受けた住宅をいう。

⑶　空き家バンク登録空き家　山形市空き家バンク実施要綱（平成２８年８月１日施行）で定める空き家バンク（第６条第５号において「空き家バンク」という。）に登録された空き家（居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に居住の実態が全くないものを除く。）をいう。）のうち、令和７年４月１日以後に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの（取得後、既に居住している場合を含む。）をいう。

⑷　住宅等　住宅及び空き家バンク登録空き家並びにこれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物、工作物及び建築設備をいう。

⑸　リフォーム等工事　別表第１から別表第３までに定める工事及び次のいずれかに該当する工事をいう。

ア　住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

イ　住宅等に増築をする工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する場合を除く。）

⑹　県産木材　やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等によ

り産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

⑺　市内建設業者　山形県内に本店を有し、この市に事業所、支店若しくは営業所を有する建設業を営む法人又は個人をいう。

⑻　移住世帯　令和３年４月１日以後に、第４条第１項第１号ア又はイに該当するリフォーム等工事を実施する場合にあっては山形県外から山形市内に住み替えた世帯、同項第１号ウに該当するリフォーム等工事を実施する場合にあっては山形市外から山形市内に住み替えた世帯又は平成２３年３月１１日に東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）に居住しており、令和３年３月３１日までの間に山形市内に住み替えた世帯であって、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条第１項の規定による転入届を山形市に提出した世帯員がいる世帯をいう。

⑼　新婚世帯　第６条の規定による補助の事前申込みをした日において、婚姻の届出をした日から起算して５年以内である世帯をいう。

⑽　子育て世帯　平成２０年４月２日以後に出生した世帯員がいる世帯をいう。

⑾　ブロック塀等　コンクリートブロック、石、レンガ等を用いた組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（塀と一体の門柱を含む。）をいう。

⑿　ブロック塀等耐震診断　「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成３０年６月２１日付け国住指第１１３０号国土交通省住宅局建築指導課長通知）別紙「ブロック塀の点検のチェックポイント」によりブロック塀等の安全性を点検することをいう。

⒀　避難路　山形市建築物耐震改修促進計画（平成２０年３月策定）Ⅲの５の⑵に定めるものをいう。

⒁　認定　令和８年度山形市在宅介護支援住宅改修認定要綱（令和８年４月１日施行）による認定をいう。

⒂　山形市景観重点地区景観形成事業費補助住宅　山形市景観重点地区景観形成事業費補助事業による補助金（以下「山形市景観重点地区景観形成事業費補助金」という。）の交付を受けた住宅をいう。

⒃　危険と認められる擁壁　地盤からの高さが１ｍを超える擁壁で、かつ、擁壁の点検のチェックポイント（別記様式第１号）により擁壁の安全性を点検した結果、１項目以上の不適合があるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　リフォーム等工事を行う場合にあっては、次のアからカまでのいずれにも該当する者

ア　次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

(ｱ)　リフォーム等工事（次に定める工事を除き、この要綱による補助金の交付の対象となる事業と同様の事業又はそれに相当する事業により、過年度にこの市から補助金の交付を受けたリフォーム等工事に係る住宅等と同一の敷地内に属する住宅等（親族以外の者からの譲渡により所有するものを除く。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）に係る住宅を所有し、かつ、第１０条第１項に定める実績報告書の提出までに当該住宅に自ら居住する者（別表第３に定める工事を行う場合にあっては、リフォーム等工事に係るブロック塀等を所有している者）

ａ　豪雨被災住宅に対し実施するリフォーム等工事

ｂ　別表第１やまぽっかリノベの項工事内容の欄に規定するやまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事（以下「やまがた省エネ健康住宅改修工事」という。）

ｃ　別表第１克雪化の項工事内容の欄に規定する住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事

ｄ　別表第２のⅢ－６の項工事内容の欄に規定する住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事

ｅ　別表第２のⅤ－１の項からⅤ－６の項までに規定する工事（以下「減災・耐震部分補強工事」という。）

ｆ　平成２６年４月１日以後に山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金の２回目の交付を受けた年度から起算して１０年以上経過している住宅等に対して行うリフォーム等工事

ｇ　別表第３に定める工事

(ｲ)　リフォーム等工事に係る空き家バンク登録空き家を所有し（移転登記未了の場合を含む。）、かつ、第１０条第１項に定める実績報告書の提出までに当該空き家バンク登録空き家に転居して居住する者

イ　リフォーム等工事の実施に当たり、市内建設業者と工事請負契約を締結した者

ウ　この市の市税を滞納していない者

エ　令和８年度において、リフォーム等工事（減災・耐震部分補強工事及び別表第３に定める工事を除く。）に関し、この要綱による補助を受けている者がその属する世帯にいない者

オ　別表第２に定める工事（減災・耐震部分補強工事を除く。）を行う場合にあっては、第８条第１項の規定による補助金の交付申請をした日において、その属する世帯の生計の中心となる者の令和７年分（令和７年分が取得できない場合は、令和６年分）の所得額が分かる書類に基づく所得額が４００万円以下である世帯に属する者

カ　次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない者

(ｱ)　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(ｲ)　自己、その属する法人若しくは法人以外の団体又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

(ｳ)　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

(ｴ)　その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑵　認定を受けた者

（補助対象工事）

第４条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

⑴　リフォーム等工事を行う場合にあっては、市内建設業者が施工するリフォーム等工事で、次のアからエまでのいずれかに該当するもので、この市が実施する他の制度による補助等を受けていないものとする。

ア　別表第１に定める工事を含むリフォーム等工事でその基準点の合計が１０点以上であり、かつ、リフォーム等工事に要する費用（以下「リフォーム工事費」という。）の総額が５０万円以上であること。

イ　別表第１に定める工事を含むリフォーム等工事でその基準点の合計が５点以上であり、かつ、リフォーム工事費の総額が５万円以上５０万円未満であること。

ウ　別表第２に定める工事（減災・耐震部分補強工事（別表第２のＶ－６の項に規定する工事を除く。）を除く。）の内容であり、かつ、リフォーム工事費の総額が５万円以上であること。

エ　令和８年３月３１日までに山形市木造住宅耐震診断事業による住宅耐震診断又はそれと同等の住宅耐震診断を受け、その上部構造評点が１．０未満の木造住宅に実施する減災・耐震部分補強工事（別表第２のＶ－６の項に規定する工事を除く。）（撤去及び復旧に必要な工事を含む。）の内容であり、かつ、リフォーム工事費の総額が５万円以上であること。

オ　別表第３に定める工事の内容であり、かつ、リフォーム工事費の総額が５万円以上であること。ただし、次の費用を除く。

(ｱ)　門柱、門扉、鋼製フェンスその他これらに類するもの（以下これらを「鋼製フェンス等」という。）を混用しているブロック塀等にあっては、鋼製フェンス等の撤去に係る費用

(ｲ)　当該工事に伴う附帯工事に係る費用

(ｳ)　避難路に面するブロック塀等が構造的に独立して複数存在する場合でブロック塀等耐震診断の結果不適合とならない部分にあっては、その部分の撤去に係る費用

⑵　認定を受けた工事

２　補助対象工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する費用を含むものとし、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　別表第１に定める工事を含むリフォーム等工事　住宅１戸当たりのリフォーム工事費の総額に２０パーセントを乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、その額が２４万円を超えるときは２４万円）

⑵　別表第２に定めるリフォーム等工事　住宅１戸当たりのリフォーム工事費の総額に５０パーセントを乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨て

た額とし、その額が２０万円を超えるときは２０万円）

⑶　別表第３に定めるリフォーム等工事　リフォーム工事費の総額又は撤去するブロック塀等の延長に１メートル当たり８万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に６６パーセントを乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、その額が２０万円を超えるときは２０万円）

⑷　認定を受けた工事　住宅１戸当たりの当該工事費の総額（補助対象者のうち、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４５条第１項に定める居宅介護住宅改修費又は同法第５７条第１項に定める介護予防住宅改修費の支給を受けた要介護認定者の属する世帯の世帯員及び山形市住宅改修費給付事業実施要綱（平成１８年１０月１日施行）に基づき住宅改修費の支給を受けた障がい者の属する世帯の世帯員である者にあっては、当該工事費の総額から当該支給を受けた額を減じて得た額）に５０パーセントを乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が３０万円を超えるときは３０万円（ユニットバスを設置する工事又はトイレに係る工事にあっては、その額が１０万円を超えるときは１０万円））。ただし、補助金の額の合計額が予算額を超えるときは、予算額を補助金の額の合計額で除して得た割合をその補助対象者の補助金の額に乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

２　前項第１号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯により行われるときは、同号中「２０パーセント」とあるのは「３３パーセント」と、「２４万円」とあるのは「３０万円」と読み替えるものとする。

３　第１項第１号及び前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事が次の各号に掲げる工事に該当する場合は、当該各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

⑴　別表第１の１－１の工事を含む場合　第１項第１号中及び前項中「２４万円」とあるのは「４４万円」と、同項中「３０万円」とあるのは「５０万円」

⑵　別表第１の１－３の工事を含み、かつ、当該工事の基準点が１０点以上の場合　第１項第１号及び前項中「２４万円」とあるのは「３４万円」と、同項中「３０万円」とあるのは「４０万円」

（補助事前申込み）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（認定を受けた者を除く。）は、あらかじめ山

形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書（別記様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

⑴　工事見積書の写し

⑵　工事計画図及び住宅の平面図の写し（全ての階）

⑶　移住世帯による申請の場合にあっては、世帯全員の住民票の写し

⑷　平成２３年３月１１日に東日本大震災の被災地に居住しており、令和３年３月３１日までの間に山形市内に住み替えた世帯による申請の場合にあっては、戸籍の附票の写し

⑸　空き家バンク登録空き家のリフォーム等工事を実施する申請の場合にあっては、空き家バンクへの登録を証する書類

⑹　やまがた省エネ健康住宅改修工事を実施する申請の場合にあっては、山形県が交付する設計適合証の写し

⑺　豪雨被災住宅のリフォーム等工事を実施する申請の場合にあっては、当該豪雨被災住宅に係るり災証明書の写し

⑻　山形市景観重点地区景観形成事業費補助住宅のリフォーム等工事を実施する申請の場合にあっては、山形市景観重点地区景観形成事業費補助金の交付決定通知書又は額の確定通知書の写し

⑼　別表第２のＶ－６の項に規定するリフォーム等工事を実施する申請の場合にあっては、次に掲げる書類

ア　修繕する擁壁全体の写真及び地盤からの擁壁の高さを巻き尺等を当てて計測した写真

イ　擁壁の点検のチェックポイント

ウ　擁壁の点検のチェックポイントにより擁壁の安全性を点検した結果不適合となったチェック項目の内容を確認することができる写真

エ　修繕する擁壁の位置を記載した配置図及び高さを記載した立面図

⑽　別表第３に定めるリフォーム等工事を実施する申請の場合にあっては、次に掲げる書類

ア　撤去するブロック塀等全体の写真及び道路面からのブロック塀等の高さを巻き尺等を当てて計測した写真及び撤去するブロック塀等が擁壁上に設置してある場合にあっては、擁壁を除く部分のブロック塀等の高さを巻き尺等を当てて計測した写真

イ　ブロック塀等耐震診断の結果不適合となったチェック項目の内容が確認することができる写真

ウ　ブロック塀等の点検のチェックポイント（別記様式第３号）

エ　撤去するブロック塀等の位置及び延長を記載した配置図並びに高さ及び延長を記載した立面図

⑾　その他市長が必要と認める書類

（補助予定者の決定）

第７条　市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した者を補助予定者として決定するものとする。この場合において、補助金の事前申込み受付期間内に補助金の予定額の総額が予算額を超えたときは、当該申込書を提出した者のうちから、次の各号の順序で当該各号に掲げる者を予算の範囲内で補助予定者として決定する。

⑴　別表第１又は別表第２に定めるリフォーム等工事を実施する者で、次のいずれかに該当するもの

ア　移住世帯である者

イ　空き家バンク登録空き家又は豪雨被災住宅のリフォーム等工事を実施する者

ウ　やまがた省エネ健康住宅改修工事又は減災・耐震部分補強工事に該当するリフォーム等工事を実施する者

エ　山形市景観重点地区景観形成事業費補助住宅のリフォーム等工事を実施する者

⑵　抽選により決定した者

２　市長は、前項の規定により補助予定者を決定したときは、山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助予定者決定通知書（別記様式第４号）により、当該補助予定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　前条第２項の規定による通知を受けた補助予定者又は認定を受けた者は、規則第５条の規定にかかわらず、補助対象工事に着手する前に、山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書（別記様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

⑴　チェックシート（認定を受けた工事を除く。）

⑵　工事を行う予定である部分の写真及び家屋全体の写真

⑶　世帯全員の住民票の写し（移住世帯及び認定を受けた工事を除く。）

⑷　市税を滞納していないことが分かる書類（認定を受けた工事を除く。）（納税証明書）

⑸　住宅又はブロック塀等の所有者が分かる書類（空き家バンク登録空き家及び認定を受けた工事を除く。）（資産証明書、登記事項証明書等）

⑹　第４条第１項第１号ア又はイに該当するリフォーム等工事を実施する場合にあっては、要件工事及び基準点算出表（別記様式第６号）

⑺　別表第１の１－１又は１－３のリフォーム等工事を実施する場合にあっては、断熱リフォーム工事チェックリスト

⑻　別表第１県産木材使用の項に該当するリフォーム等工事を実施する場合にあっては、木材の数量計算書

⑼　新婚世帯によるリフォーム等工事を実施する場合にあっては、戸籍全部事項証明書の写し

⑽　第４条第１項第１号ウに該当するリフォーム等工事（別表第２のⅤ－６の項に規定する工事を除く。）を実施する場合にあっては、世帯の主たる生計者の第３条第１項第１号オに規定する所得額が分かる書類（所得額証明書等）

⑾　建築確認申請の手続が必要な増改築等の場合にあっては、確認済証の写し

⑿　工事見積書の写し及び工事計画書（第６条の事前申込時から変更があった場合に限る。）

⒀　認定を受けた工事を実施する場合にあっては、次に掲げる書類

ア　認定通知書の写し

イ　工事見積書の写し

ウ　工事計画図

⒁　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、認定を受けた者から前項の申請書の提出があったときは、補助金算定書（別記様式第７号）により第５条第１項第４号に掲げる補助金の額を計算するものとする。

（工事の変更又は中止）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者は、規則第７条第１項第１号又は第２号の規定により工事の変更又は中止について承認を受けようとするときは、あらかじめ山形市住宅リフォーム総合支援事業変更（中止）承認申請書（別記様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、規則第１３条の規定にかかわらず、速やかに実績報告書（別記様式第９号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

２　前項の実績報告書は、補助対象工事の完了後に提出するものとし、リフォーム等工事のうち、別表第１及び別表第３に定める工事にあっては令和９年１月２９日、認定を受けた工事にあっては同年３月５日、それら以外の工事にあっては同年２月１９日を提出期限とする。この場合において、当該実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　工事に係る工事請負契約書の写し

⑵　工事の施工写真（工事中及び工事完了後）

⑶　工事に係る領収書の写し

⑷　やまがた省エネ健康住宅改修工事を実施した場合にあっては、山形県が交付する認定証の写し

⑸　別表第１やまぽっかリノベの項工事内容の欄に規定する１－２外部に面する住宅の開口部に付表（１）の基準を満たす建具を設置する工事又は１－３住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に付表（２）の基準を満たす断熱材を使用する工事を実施した場合にあっては、当該基準を満たす建具又は断熱材の使用が確認することができる出荷証明書、写真等

⑹　別表第１県産木材使用の項に該当するリフォーム等工事を実施した場合にあっては、木材の数量計算書（数量に変更があった場合のみ）、やまがた県産木材利用センターが発行する販売管理表の写し並びに合板使用の場合は認証合板であること及び数量が確認することができる写真

⑺　山形市景観重点地区景観形成事業費補助住宅のリフォーム等工事を実施した場合で、第６条の規定による補助の事前申込みの時点で山形市景観重点地区景観形成事業費補助金の額の確定通知を受ける前であったときは、当該補助金の額の確定通知書の写し

⑻　リフォーム等工事を実施した場合で、交付申請時点で当該住宅に居住していなかったときは、世帯員全員の住民票の写し

⑼　建築確認申請の手続が必要な増改築等の場合にあっては、検査済証の写し

⑽　その他市長が必要と認める書類

（財産処分の制限）

第１１条　規則第１８条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して１０年間とする。

２　規則第１８条の規定により市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（別記様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月８日から施行する。

別表第１（第２条－第８条、第１０条関係）

区分	番号	工　事　内　容	基準点
かっぽまやリノベ	1-1	全体改修工事（やまがた省エネ健康住宅の認証を受けたもの）	10点/工事
	1-2	窓改修工事（外部に面する住宅の開口部に付表（１）の基準を満たす建具を設置するもの）	5点/箇所
	1-3	部分改修工事（住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に付表（２）の基準を満たす断熱材を使用するもの）	2点/㎡ （1㎡未満切捨て）
｜リフアリバ化	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/㎡ （1㎡未満切捨て）
	2-2	勾配の緩い階段に交換し、又は改良する工事	10点/箇所
	2-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
		⑴　浴室の床面積を増加させる工事	10点/㎡ （1㎡未満切捨て）
		⑵　浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
		⑶　固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
		⑷　身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所
	2-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
		⑴　便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡ （1㎡未満切捨て）
		⑵　便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
		⑶　座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所

	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
		⑴　長さ１００ｃｍ以上の手すりを取り付けるもの	2点/m （1m未満切捨て）
		⑵　長さ１００ｃｍ未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所
	2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの	
		⑴　勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差を解消し、又は段差を小さくするもの	10点/㎡ （1㎡未満切捨て）
		⑵　⑴以外の部分の段差を解消するもの	5点/㎡又は2点/箇所 （1㎡未満切捨て）
	2-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
		⑴　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
		⑵　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
		⑶　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
		ア　戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
		イ　戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
		ウ　ア及びイ以外のもの	2点/箇所
	2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/㎡ （1㎡未満切捨て）
	2-9	エレベーター又は階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

克雪化	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
		⑴　雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
		⑵　雪止めを設置し、又は取り替える工事	
		ア　累計５ｍ未満	5点
		イ　累計５ｍ以上	10点
		⑶　固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	5点/1階分
	3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
		⑴　屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
		⑵　雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
		⑶　屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
	3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所
県産木材使用	4-1	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m^3（0.1m^3未満切捨て）

備考：住宅及び空き家バンク登録空き家に附属する車庫、物置、塀等の建築物、工作物及び建築設備を除く。

付表（１）別表第１で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率（W/㎡・K）
外窓交換・内窓設置	１．５以下

付表（２）別表第１で定める断熱材の基準

工事内容	熱抵抗値（㎡・K/W）
屋根	６．６以上
天井	５．７以上
外壁	３．３以上
床	３．３以上
土間床等の外周部分の基礎壁	３．５以上

別表第２（第２条－第５条関係）

番号	工 事 内 容
Ⅰ-1	屋根の塗装、修繕、葺き替え（破風及び鼻隠しを含む。）又は雪止め（スノーストップ等）の設置若しくは修繕の工事
Ⅰ-2	雨樋の塗装、修繕又は取替えの工事
Ⅰ-3	外壁の塗装、吹き付け、修繕又は張替えの工事
Ⅰ-4	軒天井の塗装、修繕又は張替えの工事
Ⅱ-1	床の修繕又は張替えの工事
Ⅱ-2	畳替え又は畳表替えの工事
Ⅱ-3	内壁の塗装、修繕若しくは張替えの工事又はクロスの張替えの工事
Ⅱ-4	和室の塗り壁（じゅらく壁等）の修繕又は塗替えの工事
Ⅱ-5	天井の塗装、修繕若しくは塗替えの工事又はクロスの張替えの工事
Ⅱ-6	建具の修繕（修繕に伴うふすま紙又は障子紙の張替えを含む。）又は取替えの工事
Ⅲ-1	門（石、コンクリートブロック、木製等）の築造又は修繕工事
Ⅲ-2	塀（コンクリートブロック、木製等）の築造又は修繕工事
Ⅲ-3	住宅地の土留め工事
Ⅲ-4	道路から玄関へのアプローチ（通路）の築造又は修繕工事
Ⅲ-5	住宅に附属する車庫又は物置の工事
Ⅲ-6	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事
Ⅳ-1	その他市長が認める工事
Ⅴ-1	住宅の既存部分にある壁（幅９０ｃｍ以上のものに限る。）を筋かい、構造用合板等で補強する工事
Ⅴ-2	住宅の屋根又は２階以上の部分の重量を軽減する工事
Ⅴ-3	主要構造部の柱を補強し、又は増設する工事
Ⅴ-4	基礎の強度を上げる工事
Ⅴ-5	柱、梁又は筋かいの接合金物を増設する工事
Ⅴ-6	住宅地の危険と認められる擁壁の修繕工事

別表第３（第２条－第７条関係）

区分	工事内容
ブロック塀等の撤去	避難路に面する敷地に係る道路面からの高さが１．０メートルを超えるブロック塀（擁壁上に設置してある場合にあっては、擁壁を除く部分の高さが０．６メートルを超えるもの）で、かつ、耐震診断の結果１項目以上の不適合があるものの全て（擁壁上に設置してある場合にあっては、擁壁を除く。）を撤去する工事（高さ１．０メートルを超えるものに附属する１．０メートル未満の部分については、その部分も含めて撤去するものに限る。）。ただし、避難路に面するブロック塀等が構造的に独立して複数存在する場合で建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定に適合していることが証明できる部分及び基礎については、この限りでない。